

審 査 基 準

C - b - 3

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名： 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項： 第 6 条第 3 項
処 分 の 概 要： 保管場所標章の再交付
原権者(委任先)： 警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 8 条(保管場所標章の再交付)
審 査 基 準： 「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 1 日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先： 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先： <ul style="list-style-type: none">・ 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課・ 愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話 (052) 951-1611 内線 5198
備 考：